

『地域創生学研究』投稿規程

2017年11月22日制定

2025年7月30日改訂

1. 『地域創生学研究』（以下、本誌）は、原則として、毎年1回原稿を募集する。
2. 本誌への投稿資格を有するものは、原則として地域創生学群専任教員とする。
3. 地域創生学群専任教員の責任監修があれば、本学の他学部および付属機関等の専任教員、特任教員、特命教授、特任研究員、地域創生学群の元専任教員・元特任教員が原稿を投稿することも可とする。
4. 地域創生学群専任教員との連名であれば、本学の非常勤講師、客員教員および客員研究員、大学院生、学部学生などが、共著・共編の原稿を投稿することも可とする。
5. 編集委員会が認めた者であれば、連名でなくても原稿を投稿することを可とする。編集委員会は、地域創生学群において本誌を担当するワーキング・グループのメンバー全員で構成する。
6. 2～5に関わらず、本誌の「特集」掲載原稿については、編集委員会から依頼を受けたものの投稿を可とする。
7. 原稿の категорияは、「論文」「実践論文」「研究ノート」「資料紹介」などとし、執筆者がカテゴリーを指定する。
8. 原稿の категорияの定義は次の通りとする。
 - ・論文は、実証的または理論的な検討をつうじた学術的知見の提起を目的とするもの。
 - ・実践論文は、実践科学に関する内容または実際的な問題の究明や解決などを目的とするもの。
 - ・研究ノートは、研究の中間報告または予察的な研究報告などを目的とするもの。
 - ・資料紹介は、事例や取り組みに関する紹介、解説、論評などを目的とするもの。
9. 投稿を希望する者は所定のエントリー・シートに「氏名」「原稿カテゴリー」「原稿タイトル」「予定枚数」を記入する。
10. 執筆にあたっては北九州市立大学『地域創生学研究』の執筆要領に従うものとする。
11. 執筆者は、論文等の内容や記述が他者の著作権や研究に関わる者の人権を侵害することがないように十分に配慮するものとする。
12. 原稿の提出にあたっては執筆要領を参照したうえで、MS・Word またはそれに準ずるソフトウェアで作成した原稿の電子データを地域創生学群資料室に提出する。
13. 執筆者は各号とも同一カテゴリーに複数の原稿を投稿することはできない。ただし、異なるカテゴリーの原稿、もしくは「共著」論文を含む投稿の場合、合計2本以内ならそれを妨げない。
14. 同一執筆者の連続投稿も可とする。この場合、回数制限は特に設けない。
15. 本誌に発表する論文等は、いずれも他に未発表のものに限る。
16. 他で審査中あるいは掲載予定となっているものは二重投稿とみなし、本誌での発表を認めない。
17. 本誌に発表された論文等の著作権は北九州市立大学地域創生学会に帰属する。

18. 本誌に発表された論文等を他の著作に転載する場合には、事前に文書等で北九州市立大学地域創生学会の許可を得なくてはならない。
19. 本規程の改正については北九州市立大学地域創生学会理事会の議を経ることとする。

付則 本規程は、2025年7月30日より施行する。